

遺言書

遺言者である私は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1 私の所有に係る次の不動産を妻広島花子に相続させる。

(1) 土地

所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 300 平方メートル

(2) 建物

所在 同所同番地

家屋番号 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造 2 階建

床面積 1 階 〇〇. 〇〇平方メートル

2 階 XX. XX平方メートル

2 その余の私の財産中、A 銀行 B 支店の私名義の普通預金全額は妻広島花子に、~~E 銀行~~
D 支店の私名義の定期預金全額は子広島太郎にそれぞれ相続させる。

3 私は、この遺言の遺言執行者として妻広島花子を指定する。

平成〇〇年〇月〇日

遺言者 広島一郎 印

付 記

この遺言書 16 行目中「E 銀行」とあるを「C 銀行」と訂正した。

広島一郎

コメントの追加 [A1]: 遺言者が遺言書の全文、日付及び氏名を「自分で書き」、「自分で印を押して」作成する必要があります。なお、用紙や筆記具に制限はありません。

コメントの追加 [A2]: 不動産については、住所ではなく登記簿の記載のとおりに記載します。なお、未登記の不動産については、固定資産評価証明書などの表示のとおり明記するのが安全です。

コメントの追加 [A3]: 加除変更は、遺言者がその場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印しなければなりません。

コメントの追加 [A4]: 遺言執行者を指定しない場合はこの記載は不要です。

コメントの追加 [A5]: 遺言を作成した日付を記載します。なお、「〇月吉日」といった記載では遺言は無効となります。

コメントの追加 [A6]: 2 人以上の者が同一の証書で遺言すること（共同遺言）は禁止されています。

コメントの追加 [A7]: 押す印には制限がありませんが（認印だけでなく拇印・指印でも足りるとされています）、争いを避けるためなるべく実印の方が望ましいでしょう。

コメントの追加 [A8]: 訂正した部分を指定し、変更したことを示して署名しています。印は署名した場所には押さずに、加除変更した場所にだけ押します。